

Title	松平慶永の嘉永六年の将軍継嗣論
Sub Title	Yoshinaga Matsudaira's thought on the succession of the Shogunate in his writing in 1853
Author	河北, 展生(Kawakita, Nobuo)
Publisher	三田史学会
Publication year	1972
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.44, No.3 (1972. 4) ,p.131(375)- 144(388)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19720400-0131

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

松平慶永の嘉永六年の將軍継嗣論

河 北 展 生

嘉永六年六月三日のペリー艦隊の突然の浦賀来航は、泰平に馴れきつていた我國民に極わめて大きい衝撃を与えた。幼少時より、攘夷論者徳川齊昭を深く尊敬していた松平慶永も、対外事情に或る程度関心を抱き、非常事態に対する心構もあつたと思はれるのに、ペリー渡来時には、単に齊昭の意見を徴すべきことを老中阿部正弘に進言したのみで、それ以上の具体的対応策は、米艦隊滞船中は何も述べていない。

ペリーの強硬な態度に押され、結局米国々書を受領させられた幕府の態度をみた慶永は、一面泰平に馴れ武備不十分な現状からは已むを得ぬ処置としながらも、幕府が全く弱腰に終始したため、ペリーの我国に対する輕蔑的態度が生じたこと、それが国内の人心を一層動揺させていることを『昨夢紀事』に苦々しく記している。

廟議にては使節の持参せる国書をたに御請取あらは異船共は速に退帆に及ふべきとの事ある由漏れ聞きたるに昨日其事済たる後より却て追々に内海の方へ乗入此日暮近くなりては大炮を打放つ音遠雷の如く総房の山々に響き渡りて夥敷聞えたれば都下の人心恟々として今にも早半鐘を打出すかと心も空に周章狼狽し道行人の顔色は常に変りて見るもく陣笠火事具にて持運ふ物とては鉄炮着具を初戦闘の具ならざるはなし⁽¹⁾

將軍家慶は嘉永六年六月二十日死亡し、そのことはすぐ慶永らの知るところとなつた。勿論正式発表のないあいだ

は、その死を口にするにはできないが、ペリー渡来の危機に加へ、幕府にとつてさらに悪条件が重なつたわけである。慶永は翌二十三日、老中阿部正弘に対し、この非常事態に対する具体的対応策をはじめて次のように建言している。

方今の廷議乍恐 皇国の榮辱盛衰に相拘り可申御義にて一大事至極の御時節に当り右様の御大變有之候ては举世当惑無此上何となく恟然可相成哉に致暗察候勿論 西城公被為在候へは一統安心仕居候儀とは乍申初政の艱難実以奉恐察候右に付当時天下の属目英明老練一に駒邸老君に止り候事に候へは此時にあたり此人をして 西城公の御羽翼に被充候は、やむ事なく列候は不及申士民所嚮を得猶更安堵可致は必定と奉存候²⁾

衆望ある齊昭をして、世子家定の初政を補佐せしめ、この事態を乗り切るべきだとの主張である。

七月朔日。幕府は米国々書の和解を諸大名に示し、国家の非常事態であるから、例へ忌緯に触れることでも遠慮なく申立るようにとの、前例のない諮問を行なつた。慶永はことの重大さを痛感するだけに、早速国許にこのことを告げ、意見を徴し、それを参考にさらに邸議を重ねたうえ、八月七日『御答書』を幕府に提出した。³⁾幕府諮問の真意を図りかねたことと、時局に対する明確な対策を持たぬ大名が多かつたためか、諸侯の意見書は全般的に低調なものが多かつたなかで、慶永の意見は相当強い調子でその主張が述べられている。

『御答書』は相当長文であるが、要するに米国の強圧に屈して開国方針をとることの不可を論じ、攘夷方針のもとに、とるべき対応策として幾つかの具体的方策を掲げているが、そのうちもつとも基本的で、しかも最も緊急を要するものとして、

明春渡来の節は必戦の心得にて其用意可致旨列国の諸侯大夫士へ被仰付専ら防戦の術を御勉励有之天下向ふ所の心志を御治定御座候て先ッ大元帥を被建兵馬の権柄を御委任御座候義最第一の御急務に可有御座と奉存候⁴⁾

と、軍務関係の大権を委任する大元帥の擁立が、米艦隊再来時に備える根本策であるとともに、第一の急務であると強調

し、以下この大元帥統卒のもとで、江戸を戦地と予定し海岸住宅の立退と防禦の炮台の構築、旗本中心の防禦体勢、全国海岸線の防禦策さらに京都警備および江戸防禦支援体勢等について述べ、

一切の治務は悉皆御擲却にて愈以防禦一途の御処置に天下の財力を傾け夜を日に繼て御修治有之候は、来年春季迄には凡二百余日の日数有之候へは大方成就不致儀は有之間敷⁵⁾

と、幕府が相当思ひ切つた措置を構じた場合或程度の成果をみる事が出来るとし、その上で漂民撫恤以外の米国の要求を拒否すべきであり、また我国に武力の充実があれば、米国も今夏の如き強圧的態度を再びとり得ないであらうと主張している。

慶永は米国の態度が不敬であり、かゝる態度を再びとらせる可きでない⁶⁾と強調しているが、それは同時に、米国の要求の前に何らなすすべもなく屈せざるを得なかつた幕府の態度に対する非難であり、ペリー再来時に、かゝる武家政権として許し難い屈辱的態度をくりかえさないために、幕府の一段の奪起を強く要望しているのである。

七月三日幕府はようやく斉昭の幕政相談参加を発令した。しかし幕議は必しも慶永の期待するように攘夷方針の採用とはならず、和戦両論が対立して基本方針は容易に決定しなかつた。慶永にしてみれば、幕府の基本方針の決定が一日遅れることは、それだけペリー再来時における我国防力の弱さを露呈し、再びペリーの強圧に屈せざるを得ぬ危険に追込まれると感じられたのであろう。八月末になつて慶永は阿部正弘に対し、国家の基本方針の決定と大元帥の任命が緊急に必要であることを左のように力説した。

兼々申上候元帥を不被建候半ては御固も御備も魂入り申間敷候元帥の謀略より出候地え弥繩張候へは勝算も其内に備はり可申候得共先後倒に相成何事も半表半裏の際に相定り夫を以元帥に指揮を被命候は、馬乘に猿廻しを為致候如く得手違に相成其人の芸能も相著はれ不申而已ならず却て嘲りを招候様相成可申候(中略)夫故防禦の策を被定候に付

ては第一番に元帥を被立地理要害悉く巡見の上元帥の指揮にて炮台も何も相定候半ては役に立兼候は勿論に御坐候⁽⁶⁾すなわち幕府が大元帥に種々の制約をつけるようなことは、国防力の効果的発揚の点からみてかえつて危険であるとして、軍事面の指揮権を全面的に委任すべきことを強調するとともに、大元帥任命が、あらゆる防禦策の実施に先行して決定されるべきであると主張したのである。

慶永の主張にもかかわらず、幕府は猶容易に基本方針の決定発表を行なわなかつた。局外者として慶永は、徒に和戦の論議をたたかわせている時ではなく、一日も早く方針を決定し実施に移さなければ、再びペリー渡来時の恥辱を繰返す危険があるとのあせりを感じ、我慢し切れず、十月末にいたつてまた阿部正弘に対し、

先日も及建白候通り第一の元帥を被立先主於諸葛亮ことく内外万事御委任御座候はゞ 神州全国の和魂振起必定御嚴備も相立可申と奉存候⁽⁷⁾

と強くその決定を督促したのである。

十一月朔日、幕府はペリー再来時の方針として、開鎖を明言せず穏やかに応接して引取らせるが、万一の場合も考へてその時の用意を行なうようにとの 所謂ブラカシ策を発表した。それは避戦、主戦両論の妥協策であり、ペリーの要求に対応出来るものではなかつたが、慶永は幕府の方針の内に、充分の成算があるものと推測し、以後亦大元帥論の督促は行なわなかつたのである。

二

翌安政元年一月早々ペリーは浦賀に再来した。幕府はブラカシ策を以て応接せんとしたが、勿論ペリーの承諾するところではなく、結局幕府は再びペリーの強硬な要求に、一歩々々と譲歩を余義なくさせられた。半年前の武家政府としての

恥辱的行為を、その再来が予告されていたにもかかわらず、これという実効性のある対策を何等とることなしに無為に送つてしまつたために、再び繰返さざるを得なかつたのである。

このような屈辱的態度を繰返さないために、強く大元帥論を主張し続けて来た慶永にとつて、幕府がペリーの再来を迎えて如何に対応するかは大きな関心事であつた。交渉地神奈川に家臣を派遣し、日米交渉の情報をあつめ、幕府が示した方針との相違を阿部正弘に問糺したりしていたが、二月二十五日阿部家から、幕府の基本方針としたブラカシ策に反し、米国の要求を承認せざるを得なくなつた事情を説明され、しかも其翌々日の二十七日、幕府から、

亞米利迦船碇泊罷在候得共平穩の趣に候へは御警衛御人数御引揚に相成候様⁸⁾

との指令が発せられたことに、強い憤を感じたのである。

ペリーが戦争に訴へても要求を貫徹しようとする強い態度をとるために、国防力のない我国として、再び彼の要求を認めることは、国家の安全を守るためには已むを得ないことであるとしても、重ねて屈辱的態度をとらざるを得なかつた無対策への反省が全然見られず、二十七日の幕達は、防備徹廢を命じたもので、慶永としては武家政府としてはあるまじき行為として感じたのである。

中央政府としての幕府に対する期待は大きく裏切られた。それだけに我国の前途に対する危機感は一層大きく感ぜられた。しかし落胆したとはいふものの、幕府以外に中央政府として此の難局を処理するものがない以上、幕府の無反省な態度を非難説破してでも、今後の対策を實行させる必要がある。かくて二月晦日慶永は従来みなかつた激しい調子で、今日迄の幕府の態度を非難するとともに、断呼たる大改革を行うよう、幕府の奪起を強く要望する建白書草案を阿部正弘に提出するに至つたのである。

当年北亞米利加船渡来の儀は已に昨夏六月罷越候節彼里呈書にも認有之事にて勿論御覚悟被為在候御儀と奉存候処

(中略) 天下の士氣振興仕候様成御仕向ケ等一切不奉伺日々痛憤憂悶罷在候義に御坐候処十一月朔日重き 上意の趣も御坐候に付当年重墨利加船及渡来候節の神算嘉謀兼て御定め被置候故専ら乱世の御処置には無之万緒の御治務其儘に被差置候義と窃に奉恐悦居候処(中略) 今般の如く只管に争端相開候御懸念にて平穩無事と而已御取扱御坐候ては彼の猖獗は益募り我の御措置は弥姑息に相流れ可申儀と奉存候夫故に交易御許容の名は無之共実は同様にて十分兵威の御撓屈被成枉 御国躰彼の願次第御許容相成候儀と奉存候左すれば開闢己来万古屹立の 皇国今茲嘉永七年甲寅の春に当つて初て夷狄の屈辱を被為受候儀乍恐 征夷大將軍の御重任は御名而已にて上は 天朝御代々神祖御始御歴世様方へ被対下は諸大名万民迄へも御信義弘地御申訳は被為在間敷義と奉存候¹⁰⁾

と、具体的に幕府のとつて来た方策をあげて、強く非難している、特に天下の士氣振興策は何一つ無いといい、十一月朔日の発表には何等の成算が考へられていなかったこと、交易許可の名は無くとも、実質的には交易同様の行為をとらされて居ることを述べて、夷狄の屈辱を受け、征夷大將軍の重任にふさわしい行為は全く取られていないというに至つては、従来懸命に具体策を建白したのにこれを無視して来た幕府に対する激しい慶永の怒りを感じるとともに、余りにも具体的で且つ激烈な調子だけに、かえつて幕府の不興をかつて処罰される危険さえ感ぜられるほどである。

慶永は、幕府従来の態度を激しく非難することにより、その奪起を促がし、君臣上下こそつて、今度こそ国辱を雪がんとために、思い切つた大改革を断行する必要があることを強調し、その具体的な方策として、一刻も速に幕府が諸大名と盟約を結び、幕府が改革の先頭に立ち、一切の治務を放棄し、専ら軍備充実策のみを推進し、特に諸大名の軍事力を強化させるために、幕府への進献物等の慣例を廃止するは勿論、幕府の諸大名統御策の根本政策である参覲交代制度の改革をも断行する事が必要であると主張するだけでなく、

何分にも右様に治務御擲却にても方今の躰にては人心分散いたし居候事故容易には御処置御六ヶ敷奉存候間何分にも

水戸前中納言殿惣督に被命治乱の御政事天下の御塩梅に被備候はゞ衆人も致安堵御評議も固結仕候儀勿論と奉存候(11)と、天下の人心を統一し非常改革を成功せしめるための中心に、是非とも徳川斉昭を任命すべきであると強調している。嘉永六年に力説した大元帥論を主張したものである。

慶永が嘉永六年の非常事態への対応策として、数回にわたつて大元帥論を力説しているが、大元帥たるべき人物について具体的に氏名を掲げることはして居ない。それは統帥者たる幕府に敬意と信頼感を示す遠慮によるものであつた。

安政元年二月晦日の建白書に、「大元帥」という語は用いて居ないが、「惣督」として天下の塩梅を行う人物として、明瞭に「水戸前中納言殿」と斉昭の名を掲げていることは、幕府に対する遠慮畏敬の念を薄めた結果であり、またそれだけに斉昭によつて何とか崩れ行く幕府の統帥力と、我国の安全を維持したいとの願望の強い表現とみることが出来る。

慶永が嘉永六年中最も力説したのは、前述して来たごとく大元帥任用論である。しかもその大元帥は、単なる形式的統帥者ではなく、実質的に大巾の権限を委譲されるべきであることを、嘉永六年八月七日提出の米国々書に関する諮問に対する答書に次のように明確に述べている。

元帥を被建候て軍国兵馬の権柄は不及申當時においては今日刑賞の御政務筋迄一切御委任可被成御英断御決定の上ならては名実全からず威令難被行候得は必勝の策も相立申間敷と奉存候(12)

非常体勢、臨戦体勢下における兵馬の権と刑賞の権を委譲するということは、武家政権としての幕府にあつては、ほとんど政治の全権を委譲するということである。

嘉永六年中の建言で大元帥の候補者名は掲げていないが、慶永がほゞ全権を委譲すべしと希望している点から、幕府にとつて特別の家柄の人物として、水戸の徳川斉昭を大元帥の候補として考へていたことは明らかである。將軍家慶死亡直後、世子家定の補佐に斉昭をと要望したのも、同様の考へがあつてのことであらう。また嘉永六年八月十一日に、斉昭が

幕政相談の辞意をもらしたとき

天下の棟梁とも御頼思召老公のかゝる思召立にては此末如何成行んと憂慮の余り⁽¹³⁾

阿部正弘に強く斉昭の辞意を思いとどまらせるべきであると建言したと『昨夢紀事』が記していることも、同じ考へに依るものである。したがつて嘉永六年のペリー渡来後の非常事態への対策として、慶永は斉昭に大きな権限を委譲し、その指揮の下に国防力の充実を図る以外に策なしと考へていた事は明白であり、それは世子家定の補佐役としてでも、或は大元帥としてでも名目は問題ではなかつたのである。

三

慶永が最も信頼尊敬する徳川斉昭の指揮のもとに、ペリー渡来以降の非常事態に対処することが、当時における唯一無二の良策と信じ、終始強く斉昭を大元帥に任用するよう主張し続けたのであるが、『昨夢紀事』によると、その大元帥論と重複して、前後二回にわたり世子家定の養君として、一橋慶喜を推す動きがあつたと記されている。

嘉永六年七月二十一日、伊達宗城よりの書状を持参した使者が宇和島より出府し、越前藩邸を訪問したことに関する記事に続いて、

將軍家の御大喪も此比に至つて漸く御発表の聞えあれば是迄密々には呷き合たる事にはあれと(中略)御大喪ときへなれは実に危殆に迫りたる秋なるに 右大將家御壯年にはあらせられなから曾て御病身の御聞え有之のみか、幕府には此御一方と 長吉君との外に絶て御方々も坐しませらるへき 長吉君御幼弱なるか上に御病氣にも坐せは頼み奉るへくもあらず(中略)新將軍家の御一臂の御相談相手にもならせらるへき 御養君もかなと思召めぐらすに止事なき御あたりも前に記せる如くしかるへき御方々も坐しませらる(中略)唯一橋刑部卿殿は御年比にもならせられ且出世

の御英明に被為渡候御事は、公にも兼て御親炙あつて知らせ給ふ御事なれば（中略）此御方をたに、御養君になし奉らば天下憂るに足らずと思召興させ給ひて七月二日総出仕の御触達によつて御登城有りしに、將軍家薨御の旨御発表なり此日於、宮中兼て御同志なる薩州侯へ右件の事を窃に仰せ試られしに候も同し御事に思召さるゝ由にて此御事は後日必紛然の論も起るへければ唯今水戸老公杯より仰立られん事可然御事にはあれと一橋殿の御事なれば嫌疑なきにしもあらねは公と我との主張ならては適ふましければ御心力を戮せられて御周旋を尽さるへしとの御内談を決せられし御事なりしとそ⁽¹⁴⁾

と記している。

続いて七月八日の米国々書に関する諮問に対する慶永の答書に関する記事があり、ついで八月十日条の記事として、同夜慶永が阿部正弘邸を訪問、奥にとおつて、正弘と時勢について種々談じたことを記した後の部分で、

明年渡来の上は必戦の御仕構へにて御手強き御会釈にも可相成との御廟議にて軍艦も二十余艘和蘭へ御注文に相成内海へも炮台御取建有之外国の事情は長崎在留の和蘭甲必丹へ御尋に相成品により江戸表へも可被召寄との御評議のよし諸侯の建白も廟堂の氣息を測候哉いまた半に過て指出ささるとの御内話なりしとそ此御対談の折柄密に前条に記する、御養君の御事を御申試みあらせられしに候おのれもさこそ思ひよりて候へと此は上なき重事候得は軽々敷申出へき事に候はねはおのれ心に秘め置て好き折を見てもものし侍るへければ努々人にな語らひ洩し給ひそと堅く申とゝめさせ給ひしとそ師質も後に承りぬ⁽¹⁵⁾

と記している。將軍継嗣問題に関する一橋派の最初の動向を示すものとして、この記事の示す意義は極めて大きい。

第一の記事は、將軍家慶發喪の近い時、世子家定の病弱に加え、弟長吉郎も亦病弱でもあり、將軍代替りに当り、病弱の新將軍家定の相談相手として、家定の養嗣として、三家三卿中英明な一橋慶喜を決定して置けば安心と考へていた。七

月二日総出仕の幕達で登城したところ、家慶將軍の喪が発せられたが、その時城中で同志の島津斉彬と継嗣問題について内談し、兩人協力して周旋することとなつた事を述べている。

將軍家慶の死亡したのは六月二十二日で、七月二十三日發喪が行なわれている。また家定の弟長吉郎は八月十六日に死亡している。七月二日登城した日に將軍家慶の發喪があつたということは、『昨夢紀事』の誤りで、七月二十三日の誤記としなければならぬ。そうすれば、一応未だ長吉郎も存命であり、前後矛盾しないし、『昨夢紀事』が大体日時順に慶永の動向を記述している点からみても、七月二十一日の記事の次に書かれていることも矛盾がないのであるが、然し決定的なことは、此日江戸城中で島津斉彬と内談したという事である。即ち斉彬が嘉永六年六月二十二日に參觀交代で鹿児島に帰着して、江戸に居らず、慶永と内談が行なわれる筈はない。したがつて『昨夢紀事』の記載が明らかな誤記であることは、既に永江新三氏が指摘されているところである。⁽¹⁶⁾

第二の記事、すなわち八月十日夜の阿部邸における慶永と正弘の継嗣問題に関する記事は、「此御対談の折柄密に前条に記する 御養君の御事云々」を、『昨夢紀事』の筆者中根雪江が「後に承りぬ」として書加えたものであり、第一の記事と極めて深い関連を持つものとして扱はれている。

明白に誤りである第一の記事と深い関連を持ち、然も中根が後日聞いた事柄であるからとの理由のみで、此の第二の記事も誤りであると断定してしまうことはつゝしまなければならぬ。

『井伊家史料』によれば、嘉永六年六月二十七日付の数寄屋坊主野村休成から小納戸頭取朝比奈昌寿宛の上書の中で、新將軍家定の養子に紀州の慶福を決定し、水戸の斉昭を新政の相談相手とし、幕閣等の交替も行う可しと建言していることもあり、⁽¹⁷⁾新將軍家定の病弱を心配して、慶永が英明なる一橋慶喜を家定の継嗣にと考へたとしても、決して突飛な考へとは云へない。

しかしながら、將軍家慶の死亡を知つた慶永は、六月二十三日阿部正弘に対し、斉昭をして世子家定の輔佐役に任じ、家定新世を処理させる可しと建言し、しかもその意図が、七月八日以降建白の大元帥論と同じ考へ方によるものであること。慶永がペリー渡来によつて生じた我国の危難を打解する唯一の方策として、相当急を要する国内の一大変革と国防力の増強のために、統帥力のある斉昭を大元帥として、その強力な指揮下に断行する意外に方策なしとして、嘉永六年中強力に主張し続けて来ていること。如何に英明とはいいながら、一橋慶喜に、斉昭に代つて人心を収斂し、困難な時勢下における国防力の増強の指揮能力ありと考へたか否かという点、父斉昭に幕府の主要な全権の委任を要求しながら、猶且つ慶喜をして將軍継嗣たらしめる必要度の存したか否かの点等々を考へるとき、嘉永六年八月十日の継嗣問題に関する慶永と阿部正弘の談合には多分に疑問を抱かざるを得ない。

四

上述した如く、嘉永六年七月及び八月十日の継嗣問題に関する記事が、『昨夢紀事』の著者中根雪江の錯誤かと思はれるのであるが、安政三年秋、慶永が本格的に継嗣運動を尾張侯に対して開始する以前に、阿部正弘或は島津斉彬と談合した可能性は十分に存する。

慶永と斉彬が同時に在府した時期を考へるに、安政元年三月六日斉彬は江戸に到着し、慶永の就国差止運動を尾張家に言なつていたが成功せず、慶永は四月二十七日帰国の途についている。

安政二年二月二十八日、幕府は島津斉彬の就封を留め在府せしめ、他方慶永は安政二年四月三日江戸に到着して、翌年三月十六日迄在府している。

嘉永六年七月の『昨夢紀事』のように、慶永と斉彬が城中で内談する可能性は、安政元年三月十五日参府挨拶に登城し

てより、慶永が就国挨拶に登城した四月二十五日間の僅かの間と、安政二年四月十八日慶永が参府挨拶に登城してより約一年間が考へられる。前者の期間は、二月晦日に前述の惣督論すなわち大元帥論を主張して間もないことと、斉昭が幕政参加の辞意をもらし、その慰留工作の行なわれている期間でもあり、継嗣問題が内談される可能性は少いように思はれる。

『昨夢紀事』安政二年七月朔日条に

公御登城の折於 営中薩州侯の御内話ありけるは今度琉球国の御処置につきて御心得の爲め江戸近海におるて異船御取扱振の事を 幕府へ御達の上応接方の諸有司へ御尋問あり云々⁽¹⁸⁾

と、幕府の外交方針の内情について、相当立入った質問を行なった時の様子を斉彬より告げられていることを記している。

さらに『昨夢紀事』八月二十三日条に、米船の測量要求を拒否する幕府方針に対して慶永が行なった質問に対する阿部正弘の答書到着の事を記し、つづいて八月二十八日条に、

右御答の趣に付追々御懸合の上今日福山侯大奥へ御入り御對話の御趣意は御筆記ある故左に記之⁽¹⁹⁾
と、以下米測量船の測量要求に対する方針、幕政一新に関連して大名疲弊に伴う負担軽減並びに防備力強化策の問題など、時事問題が語られたことを記すのみで、將軍継嗣問題の話題になつたことを伺はせるものはない。

嘉永六年の記事が七月二日（内容から云へば七月二十三日が一応適当であらうが）城中で慶永と斉彬が内談の折と、八月十日慶永が阿部家の大奥を訪問した折に話題になつていゝのに対し、安政二年の場合は七月一日に斉彬と慶永が、幕府の外交方針の機密について内談しているし、八月二十八日には慶永が阿部家の大奥に入り正弘と時事問題について談合している点は、日付に相異があるが、舞台装置としては極わめて類似したものを備えている。しかも嘉永六年の八月の記事

が、後日聞いた話であるとすれば、中根が、慶永の阿部家大奥訪問の年月日を誤つた可能性は十分に考へられる。

慶永の大元帥論すなわち斉昭指揮による危機の打策は、慶永単独の考へではなく、島津斉彬、伊達宗城等が、広く尾張侯にも働きかけてその実現を希望した問題であつた。ところが精極的全権委任論としての大元帥論は、安政元年二月末の阿部正弘への建白で終つてゐる。斉昭は安政元年三月十日幕政参加の辞表を提出し、阿部正弘等の慰留もきかず、ついに四月晦日その願意が聞届けられ、連日登營が免ぜられてゐる。この頃の幕閣の様子を斉彬は島津周防に

老公御登城無之を却て閣中にて悦び居候哉に被存申候右に付此程中より尾州殿是非老公へ御委託に相成候者御国威振興相成候様老中へ被仰聞候尤少々被仰聞方御手強過と承申候左候処に閣老之受不宣被仰立損の様子に相成申候⁽²⁰⁾

と記してゐる。斉彬は幕閣における斉昭に対する反感の根強い事をはつきりと知るに至つたのである。この判断は当然慶永に伝へられた事であらうし、安政二年五月二十三日には慶永が阿部より幕府内部の反斉昭的空氣の強いことを知らされてゐる。⁽²³⁾

斉昭は安政元年五月九日川路聖謨等をつうじての阿部の要請により、時折登城を承諾し、同年七月五日台命により軍制改革の議に参与することになり、翌安政二年八月四日には、老中松平乗全松平忠優を免職させ、八月七日には幕政改革の方針を公布させるなど、斉昭の意見が強く幕政に反映するようになり、八月十四日には台命を以て幕政改革の参加を命じられてゐるが、慶永等にはや大元帥論を主張してゐない。

安政二年一月十日付松平乗全宛井伊直弼書状案によると、

先達も密々申上置候 西丸様御取極御一条何等の御沙汰も承知不仕、昼夜心配仕居候次第二候、定て御内定の御取極は被為在、御安心の儀に可有御坐とは恐察仕候得共、此段序なから相伺候⁽²¹⁾

と記してゐるように、將軍継嗣問題が政治問題として動き出しているし、島津斉彬が安政元年五年二十九日の島津周坊宛

の書状で、

箱館下田共先可也に相済候哉に聞え申候⁽²²⁾面接人の以心得最早交易も開け候哉に聞え申候而三年戦争の掛念は有間敷異人益我儘の振舞可有之掛念計に候

との時勢判断をしているように、寸刻を争つて国防力の充実を図らなければ国家の滅亡を招くというような緊迫感も薄らいで来て居り、より長期的見透しでの体勢造りが考へられる時期が来ていたと考へられる。

以上みて来たことから、嘉永六年七・八月における慶永の將軍継嗣論は『昨夢紀事』の筆者中根の錯覚による誤記であり、將軍継嗣運動の慶永の最初の動きは、安政二年の七・八月頃の可能性が極わめて強いように思はれる。

註

- (1) 昨夢紀事第一 四九頁 嘉永六年六月十日条
- (2) 昨夢紀事第一 五五頁
- (3) 昨夢紀事第一 六五頁
- (4) 昨夢紀事第一 六八頁
- (5) 昨夢紀事第一 七〇頁
- (6) 昨夢紀事第一 九一〜九二頁
- (7) 昨夢紀事第一 九七頁
- (8) 昨夢紀事第一 一六七〜一七〇頁
- (9) 昨夢紀事第一 一七三頁
- (10) 昨夢紀事第一 一七五〜一七七頁
- (11) 昨夢紀事第一 一八六頁
- (12) 昨夢紀事第一 七五頁
- (13) 昨夢紀事第一 八七頁
- (14) 昨夢紀事第一 六二〜六四頁
- (15) 昨夢紀事第一 八二〜八三頁
- (16) 「所謂一橋派の性格について」(日本歴史第六五号昭和二八年十月号)
- (17) 大日本維新史料 井伊家史料 第三八九〜九四頁
- (18) 昨夢紀事第一 二八〇頁
- (19) 昨夢紀事第一 二八六頁
- (20) 照国公文書二 二枚・安政元年四月二九日付
- (21) 前掲井伊家史料第四、一八〜一九頁
- (22) 照国公文書二 九枚
- (23) 昨夢紀事第一 二七九頁